平成２３年（フ）第５９２号
鹿児島県西之表市住吉2868番地４
債務者　兼下　　洋
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
鹿児島県鹿児島市薬師１丁目16番29号　コーポ大鴨202号
債務者　新屋　**滿**男
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６３６号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目45番６号　吉村アパート６号
債務者　髙橋　洋一
１　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番23号
債務者　山口由美子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３号
盛岡市大新町３番５号
債務者　山中　昭三
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２０号
福島県田村市船引町東部台３丁目45番地
債務者　梅澤　芳市
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
福島県須賀川市江持字中谷地102番地５
債務者　荒　　利寿
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
富山市有沢110―１　ロッソコルサⅡ108号、住民票上の住所富山市婦中町増田81番地31
債務者　徳丸　　稔
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５８号
富山市有沢110―１　ロッソコルサⅡ108号、住民票上の住所富山市婦中町増田81番地31
債務者　徳丸千津子
１　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６４号
兵庫県明石市和坂208番地の３　アメニティコート西明石３号棟709号
債務者　石本　香織
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
神戸市西区持子１丁目16番地　県営玉津東鉄筋１号棟208号
債務者　有馬　鉄郎
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
神戸市西区伊川谷町上脇1006番地の７　パレスコスモ201号、旧住所大阪市平野区長吉出戸２丁目１番10―703号
債務者　山本　章代（旧姓佐原）
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
兵庫県明石市魚住町清水136番地の１　増田ハイツ104号、旧住所兵庫県明石市大蔵天神町８番４号
債務者　田中　敬造
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
兵庫県明石市魚住町清水136番地の１　増田ハイツ104号、旧住所兵庫県明石市大蔵天神町８番４号
債務者　田中美津子
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
兵庫県明石市相生町２丁目９番８―205号
債務者　石本　晴彦
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
兵庫県明石市魚住町清水1261番地の１　県営明石清水第２高層住宅１棟503号
債務者　竹内　梨恵
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２号
兵庫県明石市魚住町清水122番地の２　Ｇティファニー311号
債務者　友松　保美
１　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係